

令和 元 年度			
受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 課名 防災まちづくり推進課 担当者 澄川 係名 電 話 671-2704
<h1>設 計 書</h1>			
1 委 託 名	令和元年度金沢南部地区(寺前一丁目)狭あい道路拡幅整備に伴う測量業務委託 (その2)		
2 履 行 場 所	金沢区寺前一丁目12番21号地先から12番37号地先まで		
3 履行期間 又は期限	<input type="checkbox"/> 期間 <input checked="" type="checkbox"/> 期限 令和2年3月19日まで		
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項			
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分、場所)		
7 委託概要	資料調査 <hr/> 多角測量 0.16km <hr/> 現地測量 0.0021km ² <hr/> 路線測量 一式 <hr/> 用地測量 一式 <hr/> 狭あい道路敷実測図の作成 0.018万m ² <hr/> 支障物件調書作成 13件		

前払い なし					
部分払い しない 部分払いの基準					
業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金額 (業務価格) (概算金額)
※単価および金額は消費税および地方消費税相当額を含まない金額 ※概算契約の場合は、数量および金額を()で囲む					
設 計 金 額					
内 訳	業 務 価 格				
	消費税及び地方消費税相当額				

適用年版	令和元年7月1日基準
施工地域・工事場所区分	
適用工種	
調整区分	

※設計記載内容の注意事項

この設計書は新積算システムの施工単価等のコードを使用しています。
この設計書に記載されている[入力条件]は、積算のための考え方を示したものであり
契約事項ではありません。
なお、直接金額を入力する[入力条件]については「@」と表示しています。
施工パッケージ型積算方式において使用する適用基準は、土木工事標準積算基準書
(土木工事編)積算参考資料に記載のとおりです。
また、「【 】」で囲われている[入力条件]は、実数入力条件を示しています。

委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
測量業務				式	(1)		()	
基準点測量				式	(1)		()	
多角測量				式	(1)		()	第 2001 号 内訳書
地形測量				式	(1)		()	
現地測量				式	(1)		()	第 2002 号 内訳書
応用測量				式	(1)		()	
路線測量				式	(1)		()	第 2003 号 内訳書
用地測量				式	(1)		()	
作業計画				式	(1)		()	第 2004 号 内訳書
資料調査				式	(1)		()	第 2005 号 内訳書
境界確認				式	(1)		()	第 2006 号 内訳書
境界測量				式	(1)		()	第 2007 号 内訳書
境界点間測量				式	(1)		()	第 2008 号 内訳書

委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
面積計算				式	(1)		()	第 2009 号 内訳書
用地実測図原図等の作成				式	(1)		()	第 2010 号 内訳書
支障物件調書作成				式	(1)		()	
支障物件調書作成				式	(1)		()	第 2011 号 内訳書
共通				式	(1)		()	
打合せ				式	(1)		()	第 2012 号 内訳書
直接経費				式	(1)		()	第 2013 号 内訳書
電子成果品作成費(率計上分)				式	(1)		()	
安全費(率計上分)				式	(1)		()	[入力条件]3.0%
直接測量費計				式	(1)		()	
諸経費				式	(1)		()	
測量業務価格				式	(1)		()	
消費税及び地方消費税相当額				式	(1)		()	
業務費計				式	(1)		()	

第 2001 号 多角測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00009 SJ0010 多角測量	k m				
		(0.16)		()	
合 計				()	

第 2002 号 現地測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00011 D1DI115555 現地測量	式				
[入力条件]…有,有,有,有,1/200, 平地,市街地乙,【0.0021 km2】		(1)		()	
合 計				()	

第 2003 号 路線測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00070 路線測量 作業計画 DI107005	業務	(1)		()	
00012 路線測量 中心線測量 D1DI107065		km	(0.16)		()
[入力条件]…有,有,有,平地, 市街地乙,0~1000台未満/12時間,0, 10m					
00013 路線測量 仮BM設置測量 D1DI107085	km	(0.16)		()	
[入力条件]…有,有,有,平地, 市街地乙,0~1000台未満/12時間					
00014 路線測量 縦断測量 D1DI107100	km	(0.16)		()	
[入力条件]…有,有,有,平地, 市街地乙,0~1000台未満/12時間					
00015 路線測量 横断測量 D1DI107115	km	(0.16)		()	
[入力条件]…有,有,有,平地, 市街地乙,0~1000台未満/12時間,0, 45m未満,10m					
合 計				()	

第 2004 号 作業計画

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00026 用地測量 作業計画 D1DI113005	業務	(1)		()	
[入力条件]…有,有,市街地乙					
合 計				()	

第 2005 号 資料調査

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00054 D1WI113015 公図等の転写[用地測量 資料調査]					
[入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.42)		()	
00058 D1WI113020 地積測量図転写[用地測量 資料調査]					
[入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.42)		()	
00055 D1WI113025 土地の登記記録調査[用地測量 資料調査]					
[入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.42)		()	
00056 WI113030 建物の登記記録調査[用地測量 資料調査]					
	戸	(27)		()	
00057 WI113045 公図等転写連続図作成[用地測量 資料調査]					
	万m2	(0.42)		()	
00060 SJ0050 資料調査 (b)					
	回	(1)		()	
合 計				()	

第 2006 号 境界確認

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00053 D1WI113050 復元測量[用地測量 境界確認]					
[入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.056)		()	
00068 D1WI113055 境界確認[用地測量 境界確認]					
[入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.056)		()	
合 計				()	

第 2007 号 境界測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00051 D1WI113065 補助基準点の設置[用地測量 境界測量] [入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.056)		()	
00052 D1WI113070 境界測量[用地測量 境界測量] [入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.056)		()	
合 計				()	

第 2008 号 境界点間測量

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00029 D1DI113085 用地測量 境界点間測量 [入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.056)		()	
合 計				()	

第 2009 号 面積計算

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00030 D1DI113090 用地測量 面積計算 [入力条件]・・・市街地乙	万m2	(0.018)		()	
合 計				()	

第 2010 号 用地実測図原図等の作成

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00049 D1WI113095 用地実測図原図作成[用地測量 用地 実測図原図等作成] [入力条件]・・・1/250	万m2	(0.018)		()	
00048 D1WI113105 用地平面図及び狭あい道路敷実測図 作成 [入力条件]・・・1/250	万m2	(0.018)		()	
合 計				()	

第 2011 号 支障物件調書作成

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00040 SJ0040 支障物件調書作成	件	(13)		()	
合 計				()	

第 2012 号 打合せ

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00042 WI119005 打合せ[打合せ等(測量業務)] [入力条件]・・・【3 回】	業務	(1)		()	着手時、中間3回、納 品時
合 計				()	

第 2013 号 直接経費

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00071 D1WI700020 旅費交通費[測量業務(率計上額)] [入力条件]・・・@	式	(1)		()	
合 計				()	

共 SJ0010 号 多角測量

単価表

1.75 km 当り

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00001 測量主任技師	R0602 人				管理区:V3 [1,2]
00002 測量技師	R0603 人				管理区:V3 [1,2]
00003 測量技師補	R0604 人				管理区:V3 [1,2]
00004 測量助手	R0605 人				管理区:V3 [1,2]
00005 機械経費	ZS9001001 式	1			$\Sigma [1] * 3.00\%$ [2]
00007 材料費	ZS9001003 式	1			$\Sigma [1] * 2.50\%$
00008 精度管理費	ZS9001004 式	1			$\Sigma [2] * 9.00\%$
00010 通信運搬費等	ZS9001002 式	1			$\Sigma [1] * 3.50\%$
合 計					
		1	当り		端数区分 : @4C 円 / km

共 SJ0040 号 支障物件調書作成

単価表

1 件 当り

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00069 測量技師	R0603 人				管理区:V3
00036 測量技師補	R0604 人				管理区:V3
00037 測量助手	R0605 人				管理区:V3
合 計					
		1	当り		端数区分 : @4C 円 / 件

共 SJ0050 号 資料調査 (b)

単価表

1 回

当り

適用年版 R0107

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00059 測量技師補	R0604 人				管理区:V3
合 計					
		1	当り		端数区分:@4C 円/回

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

☑ 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>
- (3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第1条 この特記仕様書は、横浜市（以下「委託者」という。）が、受託者に業務委託した、「令和元年度 金沢南部地区（寺前一丁目）狭あい道路拡幅整備に伴う測量業務委託（その2）」（以下「測量業務」という。）に関し適用する。

(準則)

第2条 受託者は、測量業務を履行するにあたり、横浜市契約規則を順守するとともに、委託契約図書（契約書、設計・測量等委託契約約款、設計図書をいう。）に基づくものとする。

(委託の目的)

第3条 測量業務は、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）による金沢南部地区防災まちづくり計画に基づき、狭あい道路の拡幅整備を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第4条 この特記仕様書における用語の意義は、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例及び横浜市測量業務共通仕様書の例による。

(履行場所)

第5条 測量業務の履行場所は、金沢区寺前一丁目12番21号地先から12番37号地先までとする。

(履行期限)

第6条 測量業務の履行期限は、令和2年3月19日とする。

(作業の種類)

第7条 測量業務における主な作業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資料調査
- (2) 測量作業
 - ア 多角測量：0.16km
 - イ 現地測量：0.0021km²
 - ウ 路線測量：一式
 - エ 用地測量：一式
- (3) 狭あい道路敷実測図作成：0.018万m²
- (4) 整備支障物件調査図・調書作成：13件

(作業の実施)

第8条 受託者は、それぞれの作業の内容について、仕様書及び監督員の指示監督のもとに実施すること。

(履行方法)

第9条 測量業務の履行に当たっては、作業方法、作業時期等について監督員と十分に協議し、作業の進捗状況について監督員に適宜報告しなければならない。

2 必要に応じて、住民説明会等において測量作業内容の説明を行わなければならない。

- 3 契約事項に明示されていないものでも、作業の性質上当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、受託者の負担で処理しなければならない。

(民有地等への立ち入り)

第10条 受託者は、測量業務のため第三者の土地に立ち入る場合は、土地所有者又は関係権利者にその旨を告げ、了解を得て立ち入ること。なお、この場合測量作業等は、原則として日の出前及び日没後には実施してはならない。

- 2 測量業務の実施にあたり、農作物、工作物等の伐採、除去等を行う必要があるときは、土地所有者又は関係権利者から了解を得て行うこと。
- 3 他人の土地、建物等に立ち入る場合は、特に言葉を慎み、不安、悪感情を与えないように注意すること。

(損 害)

第11条 受託者は、測量業務の実施にあたり、万一、建造物の損害等、第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告するとともに、誠意をもって事後処理にあたること。

(疑 義)

第12条 受託者は、測量業務の実施にあたり、設計図書に疑義が生じたときは、監督員と協議すること。

(変更及び中止)

第13条 委託者が必要と認めたときは、作業の変更又は中止を指示することがある。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、作業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 測量業務で得た成果等は、全て委託者の所有とし、委託者の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。
- 3 この作業で得た成果等は、当該作業以外に使用してはならない。

(測量機器の点検等)

第15条 受託者は、所要の検定を受けた測量機器を使用し、作業開始前には点検等を行い、その性能に支障がないよう調整しておかなければならない。

(成果品)

第16条 受託者は次に掲げる事項を成果として提出するものとする。

- (1) 電子納品に基づく成果品 2部
 - (2) 第31条に掲げる狭あい道路敷実測図、第34条に掲げる支障物件調書及び第35条に掲げる支障物件調査図 3部（敷地ごとに綴じてまとめること）
 - (3) その他監督員が指示したもの
- 2 前項第1号に掲げる電子納品は、各電子納品要領等に準じて提出するものとする。

(成果品の納入先)

第17条 成果品の納入先は、横浜市都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課とする。

(その他適用する仕様書等)

第18条 測量業務に適用する仕様書等は次に掲げる事項とする。

(1) その他監督員が指示する仕様書

(補足)

第19条 この特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との間で協議して定めるものとする。

第 2 章 資料調査作業

(資料調査)

第20条 受託者は、調査する資料に不足がないよう注意するとともに、疑問が生じた場合は監督員に確認すること。

(調査する資料)

第21条 調査する資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公図
- (2) 全部事項証明書（土地）
- (3) 地積測量図
- (4) 全部事項証明書（建物）
- (5) 認定路線図
- (6) 道路台帳平面図
- (7) 道路台帳区域線図
- (8) 道水路等境界明示・復元図
- (9) 狭あい道路敷実測図（横浜市建築局所管の狭あい道路拡幅整備事業によるもの）
- (10) 地籍図（国土調査が行われた地域に限る。）
- (11) その他必要と考えられる資料

(公用申請)

第22条 前条の資料のうち公用で閲覧又は交付を受けられるものは、委託者が公用申請に必要な書類を発行する。

(土地の登記記録調査)

第23条 第21条第2号により調査した全部事項証明書（土地）に基づき、土地の登記記録調査表を作成する。

(建物の登記記録調査)

第24条 第21条第4号により調査した全部事項証明書（建物）に基づき、建物の登記記録調査表を作成する。

第 3 章 測量作業

(多角測量)

第25条 道路上等で交通に支障がないか所、亡失の可能性が低いか所及び効率的に測量作業が行えるか所にトラバース点（基準点）を設置し、測量する。

(現地測量)

第26条 第28条で確定する道路後退線に基づく道路拡幅整備工事を行う際に必要な範囲で、現況の地物等や独立標高点の測定を行い、次の各号に掲げる事項に該当するものを含めて測定する。

- (1) 家屋の庇等で、上空において整備用地内に突出している恐れのあるもの
- (2) 月極駐車場等の区画線等で関係権利者との調整に影響を及ぼす恐れのあるもの
- (3) その他監督員が指示するもの

(境界測量)

第27条 受託者は、第21条の資料調査等に基づき、次に掲げる事項を測定すること。

- (1) 道路境界標の位置
- (2) 私有地境界標の位置
- 2 現況で境界が確定されていない場合又は境界標が確認できない場合は、監督員と調整し、必要に応じて関係権利者に立会を求め確認すること。なお、当測量業務では、境界確定を行うものではない。

(中心線測量)

第28条 第21条第1項第6号から第9号の資料及び前条の境界測量により確認した境界点等を基に、原則二等辺分角法を用いて道路中心線の位置を求める。なお、道路中心線算出方法及び位置は、本市建築局建築防災課で確認を得て確定するものとする。

- 2 前項で求めた道路中心線が第21条第1項第9号で調査した狭あい道路敷実測図と整合が取れない場合は監督員と協議すること。
- 3 第1項で確定した道路中心線に基づき、現地に道路中心標を設置する。なお、道路中心標は原則として金属鈹を使用すること。現地の状況により金属鈹が設置できない場合は監督員と調整の上、作業すること。
- 4 道路後退線は第1項で確定した道路中心線を基に確定するものとする。

(縦断測量)

第29条 測点、単距離、追加距離、地盤高及び曲線を測定し縦断図を作成する。また、計画勾配、盛土、切土及び計画高を記入する欄を縦断図に作成すること。

- 2 縦断図の縮尺は縦1/100、横1/250を標準とする。

(横断測量)

第30条 測量間隔は、10m間隔に行うものに加え、各敷地最低限1か所以上測点を設けるものとし、測点か所は監督員と協議の上、決定する。

- 2 測量幅は、第28条第4項で確定した道路後退線に基づく道路拡幅整備を行う際に必要な範囲を測量するものとする。

第 4 章 狭あい道路敷実測図作成

(製図)

第31条 受託者は、第28条で確定した道路中心線及び道路後退線により、用地平面図を作成し、それに基づき、狭あい道路敷実測図を作図する。

- 2 前項の実測図は次に掲げる各号のとおり作図する。
 - (1) 履行範囲全長の用地平面図を縮尺1/250で作図すること。
 - (2) 委託者が別に定める様式により、敷地ごとの狭あい道路敷実測図を縮尺1/100で作図し、道路後退求積図を添付すること。

3 前項各号に定める図面は、別表1の凡例を使用して作図すること。

(表示)

第32条 狭あい道路敷実測図上には、次の各号に掲げる事項を表示すること。

- (1) 道路、水路、青地の区別
- (2) 公図に基づく地番
- (3) 道路内の構造物（排水マス、東京電力柱等の表示をすること。）
- (4) 道路周辺の地形地物（別表1の凡例に従い記載すること。）
- (5) 整備支障物件（別表1の凡例に従い記載すること。）
- (6) 道路中心線（道路中心線の根拠を表示すること。）
- (7) 道路後退線（道路中心線から2m後退した線を表示すること。）
- (8) 狭あい道路幅員
- (9) 道路後退線の長さ
- (10) 後退部分の求積図及び求積表（原則として求積は敷地ごとに行うこと。）
- (11) 座標一覧表（道路境界標、道路中心標、民有地境界標等の任意座標値を表示すること。）
- (12) 測量基準点
- (13) 独立標高点（道路面、敷地面の高さの表示か所には・マークを記入し、高さを表示すること。）
- (14) 第26条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するもの
- (15) その他監督員が必要と認める事項

第 5 章 整備支障物件調書作成

(現地調査)

第33条 整備用地内における塀、門扉及び樹木等の整備支障物件を現地で調査する。

(支障物件調書作成)

第34条 第21条第1項第2号、第4号、第5号、第8号及び第9号並びに第30条で調査した内容を基に、支障物件調書（様式1）を敷地ごとに作成する。

(支障物件調査図作成)

第35条 第31条第2項第2号で作図した実測図を基に、第33条で調査した整備支障物件を別表1の凡例に従い図示する。また、必要に応じて塀、擁壁等の展開図・求積図等を添付すること。

整備支障物件調書

調査年月日 令和 年 月 日

1-概要調査事項

道路の状況等	地番	区
	土地所有者	
	建物所有者	
	公道の判定	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他
	査定の有無	<input type="checkbox"/> 査定済 <input type="checkbox"/> 未査定
	高低差	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (<input type="checkbox"/> 上法 <input type="checkbox"/> 下法) 道路から敷地を見た場合

2-整備支障物件調書

塀・門等	種類	高さ	長さ	面積・本数等
塀	<input type="checkbox"/> 木塀		m	
	<input type="checkbox"/> フェンス(材質:)		m	
	<input type="checkbox"/> ブロック塀	m	m	m ²
	<input type="checkbox"/> 石塀	m	m	m ²
門柱	<input type="checkbox"/> 大谷石造			本
	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造			本
	<input type="checkbox"/> ブロック造			本
門扉	<input type="checkbox"/> 両開き(材質:)			組
	<input type="checkbox"/> 片開き(材質:)			本
	<input type="checkbox"/> 伸縮式(材質:)			本
鉄柱	<input type="checkbox"/> 金属製車止め			本

擁壁等	高さ	長さ	面積等
<input type="checkbox"/> ブロック積み・ガンタ積み	m	m	m ²
<input type="checkbox"/> 玉石積み	m	m	m ²
<input type="checkbox"/> 間知ブロック練積み・RC造	m	m	m ²
<input type="checkbox"/> がけ(土質:)	m	m	m ³

樹木等	幹周(地上1.2m位置)	高さ	着葉時期	面積・本数等
<input type="checkbox"/> 高木	cm ~ cm	≒ m	月 ~ 月	本
	cm ~ cm	≒ m	月 ~ 月	本
	cm ~ cm	≒ m	月 ~ 月	本
<input type="checkbox"/> 中低木・生け垣		cm ~ cm	月 ~ 月	本
		cm ~ cm	月 ~ 月	本
		cm ~ cm	月 ~ 月	本
<input type="checkbox"/> 竹		≒ m		m ²

設備関係	整備支障物件の有無	支障物件の種別・形状等	備考
<input type="checkbox"/> 水道施設	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
<input type="checkbox"/> ガス施設	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
<input type="checkbox"/> 排水施設	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

電柱等	整備支障物件の有無	支障物件の種別	電柱等の番号	備考
<input type="checkbox"/> 東京電力柱	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 支柱		
<input type="checkbox"/> NTT柱	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 支柱		
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			

3-備考

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

案内図

